

## 介護予防支援事業、第1号介護予防支援事業

### 契約書別紙（兼重要事項説明書）

#### 1 事業所の概要

事業所名	新発田西地域包括支援センター
代表者	医療法人 愛広会 理事長 池田 弘
所在地	新発田市荒町甲1611番地8（新発田リハビリテーション病院内）
連絡先	電話：0254-28-7447 FAX：0254-28-7448
管理者の氏名	鈴木 孝政
事業所指定番号	1500600083
指定年月日	2022年4月1日
サービス提供地域	佐々木中学校区、豊浦中学校区、東中学校区（松浦、米倉、赤谷）

#### 2 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な介護予防支援事業(又は第1号介護予防支援事業)を提供することを目的とします。
事業の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する新発田市や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

#### 3 提供するサービスの内容

- 利用者の自宅を訪問し、利用者の心身の状態を適切な方法により把握の上、利用者自身やご家族の希望を踏まえ、「介護予防サービス・支援計画」を作成します。
- 利用者の介護予防サービス・支援計画に基づくサービスの提供が確保されるよう 利用者とその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、介護予防サービス・支援計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、利用者と事業者との双方の合意に基づき、介護予防サービス・支援計画を変更します。
- 介護予防支援事業(又は第1号介護予防支援事業)及び指定介護予防サービス事業者等についての相談・苦情窓口となり、適切に対処します。
- 利用者の要支援(事業対象者)認定の申請についてお手伝いします。
- 利用者が介護保険施設に入所を希望される場合、その仲介をいたします。

#### 4 営業日時

営業日	月曜日から金曜日 ただし、土曜日及び日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日を除く。
営業時間	午前8:30～午後5:15

#### 5 事業所の職員体制

職種	資格	人数	備考
管理者	社会福祉士	1人	虐待・苦情受付担当者、従業員と兼務
担当職員	主任介護支援専門員	1人	
	保健師	2人	
	社会福祉士	1人	管理者と兼務1人
	認知症地域支援推進員	1人	
	介護支援専門員	1人	
	事務員	1人	

#### 6 利用料

指定介護予防支援を利用した際の利用料金の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスである時は、利用者の自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、1か月当たりの料金をお支払いいただきます。その場合、事業者は指定介護予防支援提供証明書を発行いたしますので、後日、新発田市の窓口にて指定介護予防支援提供証明書を提出しますと払い戻しを受けることができます。

第1号介護予防支援事業は、利用した際の利用料金自己負担はありません。

##### 【介護予防支援の基本利用料】

	利用料（1か月あたり）
介護予防支援費	4,420円

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額
初回加算	新規の利用者に対し介護予防サービス計画を作成した場合	3,000円 (1月につき)
委託連携加算	居宅介護支援事業所への委託を進めるため、包括支援センターと居宅介護支援事業所間で情報連携を適切に行った場合	3,000円 (1人につき1回を限度)

(注)上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

#### 7 事故発生時の対応

介護予防支援事業(又は第1号介護予防支援事業)の提供により事故が発生した場合は、速やかに

利用者の家族、新発田市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 8 担当職員

担当する職員は次のとおりです。 ご不明な点やご要望などがありましたら、何でもお申し出ください。

氏名	
連絡先（電話番号）	0254-28-7447

## 9 苦情相談窓口

(1) 当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供した介護予防支援事業（又は第1号介護予防支援事業）に関する苦情だけでなく、当事業所が作成した介護予防サービス・支援計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

苦情相談窓口	「新発田西地域包括支援センター」事務室 TEL: 0254-28-7447
窓口解放時間	午前8時30分～午後5時15分まで
苦情解決責任者	新発田リハビリテーション病院 事務長 田村 泰生
苦情受付担当者	新発田西地域包括支援センター 管理者 鈴木 孝政

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者に報告し、苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。

(2) 上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

新発田市高齢福祉課	新発田市中央町3-3-3 TEL: 0254-22-3030 FAX: 0254-21-1091 【受付時間】午前8:30から午後5:15まで
新潟県国民健康保険団体連合会 介護サービス係	新潟市中央区新光町7-1 TEL: 025-285-3022
新潟県介護保険審査会	新潟市中央区新光町4-1 TEL: 025-280-5195

(3) 上記(1)、(2)の他、第三者委員会に苦情や相談を申し立てることもできます。第三者委員の連絡先等詳細については、当事業所に掲示してあるポスターをご覧ください。当事業所職員にお問い合わせください。

## 10 高齢者虐待防止

虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
- ③ 事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 前③に掲げる措置を適切に実施するため責任者および担当者を選定します。

虐待防止責任者兼担当者：新発田西地域包括支援センター 管理者兼社会福祉士 鈴木 孝政

## 11. サービス利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは以下のとおりです。

- (1) 担当職員に贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (2) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに当事業所の担当職員へご連絡ください。

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

介護予防支援事業（又は第1号介護予防支援事業）の利用開始にあたり、利用者及び代理人に対して本書面に基づき重要事項の説明をするとともに、本書面以外についても説明しました。

### 【事業者】

住所 新潟県新発田市荒町甲1611番地8（新発田リハビリテーション病院内）  
名称 新発田西地域包括支援センター  
代表者 医療法人 愛広会 理事長 池田 弘  
電話 0254-28-7447

### 【説明者】

新発田西地域包括支援センター

氏名：\_\_\_\_\_

私は、本書面より事業者より重要事項について説明を受け、同意しました。また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

### 【ご利用者】

住所	
氏名	

### 【利用者代理人】

住所	
氏名	